独立行政法人国際交流基金

(単位:円)

	検査報告の掲記状況					況		(A)のうち	是正処理対象		是正処理状況							是正処理未済状況			
府省等 又は 団体名	年度		態様	番号	件数	件名	指摘金額 (A)	是正の方途 がないもの (B)	件数	金額 (C)=(A)-(B)	前年6月30日 までの 処理済額	前年6月30日 現在の 処理未済額	既往1年間の 処理済額 (F)		処理の 種類		処理済額計 (G)=(D)+(F)	件数	未済額 (H)=(C)-(G)	今後行うべき 是正処理の方法	備考
	元号	年数						<u> </u>			(D)	(E)=(C)-(D)	合計	(内訳)			oxdot				
独立行政法人国 際交流基金	平成	19	その他	845	1	日米センター助成事 業における助成金の 額の確定に当たり、 助成対象額の審査が 適切でなかったため、 助成金の交付が不当 と認められるもの	4,000,000	0	1	4,000,000	515,362	3,484,638	0		0		515,362	1	3,484,638	3 収納(補助金、保 険給付金等)	
令和4年度までの計 1					4,000,000	0	1	4,000,000	515,362	3,484,638	0)			515,362	1	3,484,638				
合計 1					4,000,000	0	1	4,000,000	515,362	3,484,638	0)	$\overline{\mathcal{L}}$		515,362	1	3,484,638				

備考

- 「検査報告の掲記状況」欄の記載は、次によること。
- (ア) 「態様」欄には、検査報告に掲記された予算経理、保険料、工事その他の態様を記載すること。
- (イ) 「件名」欄には、検査報告に太字で掲記されている見出しを記載すること。
- ! 「指摘金額(A)」欄には、検査報告に不当として掲記されている金額(補助金、貸付金等国の援助に係るものについては当該国の支出金相当額)を記載すること。
- 3 「(A)のうち是正の方途がないもの(B)」欄には、事案の性質上指摘金額の全部又は一部について是正の方途がないと認められる金額を記載すること。
- 4 「是正処理状況」欄の記載は、次によること。
 - (ア) 各処理済額欄には、是正処理の最終執行機関における処理済額を記載することとし、金銭により是正処理を行う場合には収納又は支払をしたときをもって当該収納済額又は支払済額を、金銭によ らず手直し工事等により是正処理を行う場合には、その処理が完結したときをもって当該処理に係る指摘金額の全額を計上すること。なお、検査報告作成後の事情により、是正処理の着手前又は処 理遂行中に債権等の額の全部又は一部について減額処理を行った場合には、その原因を具体的に「備考」欄に記載すること。
 - (イ) 「既往1年間の処理済額(F)」欄の「合計」欄には処理済の総額を記載する。2種類以上の「処理の種類」がある場合には、是正処理の種類ごとに行を別とし、その内訳額を「(内訳)」欄に記載するとともに、すべての行の「府省等又は団体名」欄及び「検査報告の掲記状況」欄に記載すること。
 - (ウ) 「処理の種類」欄には、下記の選択肢から該当するものを選択すること。なお、1件について2種類以上の是正処理を行った場合は、「既往1年間の処理済額(F)」欄と同じ行にそれぞれの「処理 の種類」を記載すること。
 - 1収納(保険料、租税等の徴収不足)、2支払(保険料、租税等の徴収過大)、3収納(補助金、保険給付金等)、4収納(不正行為)、5工事(手直し等)、6減額調定(事由を具体的に「備考」 欄に記載すること。)、7不納欠損(事由を具体的に「備考」欄に記載すること。)、8その他(具体的に「備考」欄に記載すること。)、0「既往1年間の処理済額(F)」欄に該当がないもの
 - (エ) 直近の検査報告掲記事項については、前年6月30日以前に是正処理されたものについても、「前年6月30日までの処理済額(D)」欄に記載せずに「既往1年間の処理済額(F)」欄に記載すること。
 - (オ) 延滞金、加算金等元本に付帯する債権に充当されたものについては、これを是正処理済額に含めないこと。
- 5 「今後行うべき是正処理の方法」欄には、下記の選択肢から該当するものを選択すること。
 - 1収納(保険料、租税等の徴収不足)、2支払(保険料、租税等の徴収過大)、3収納(補助金、保険給付金等)、4収納(不正行為)、5その他(「手直し工事」等、具体的に「備考」欄に記載す ること。)、0是正処理が完了したもの
- 6 本表は、年度順(年度の古い順)に記載し、前年度以前の検査報告掲記事項分の計、直近の検査報告掲記事項分の計及びそれらの合計を記載すること。
- 7 本表は、府省等又は団体別にそれぞれ別葉とすること。